

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十五）



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第二回普遍的定期審査（UPR）の検討は、今回で最後になる。中国自身、この第二回UPRをきわめて重視していると述べた。中国は、この審査を受けて、各国からの二五二の勧告について包括的に検討するために、中国外交部が主導して、三〇を超える立法、司法及び行政の部署が参加する国際機関協調のためのメカニズムを設置したと述べた。

中国は、自国の国内情勢に適った、かつ中国の人権の発展のための実行可能でかつ効果的な勧告については、すべて採用するという原則を自らに課したという。

これを聞くと中国が人権の伸長に積極的に思えるが、あくまで「中国の国内情勢に適った」また「実行可能なかつ効果的」と彼らが考える勧告にのみ対応すると述べているに過ぎない。中国は、この原則に基づき、慎重な検討の結果、貧困の撲滅、教育及び司法改革などに関する二〇四の勧告（全体の八〇％）を受け入れることにしたという。

たしかに、中国は、第一八期中国共産党中央委員会第三総会で、「人権と司法上の保護制度の改善」を決定しているし、第一二期全国人民代表大会で採択された政府による作業に関する報告書の中では、経済的、社会的及び文化的権利の促進及び保護に関する新たな措置を採用している。中国政府の基本的スタンスは、欧米諸国による自由権に関する勧告よりは、途上国による社会権に関する勧告を重視する傾向にある。

実際、UPRで、北朝鮮とカンボジアは、国民の経済的、社会的及び文化的権利の包括的保護の努力を引き続き行うよう勧告したし、モリシヤス、マレーシア、

モザンビークなどは貧困撲滅のプロジェクトを実施し、貧困撲滅の努力を強化しよう勧告した。さらに、コンゴやアゼルバイジャンは、社会保障制度実施のための努力を継続するよう勧告したし、アンゴラ、インドネシア、スリランカは健康に対する子どもへの権利を保障し、母親や幼児の死亡率を減らし国民の健康状態改善の努力を継続するように勧告した。

中国は、これに呼応するかのように、生存及び発展の権利は人権の中でも主たるものであって、中国は発展を最優先に据えているとした。中国は自ら人権に関する二つの行動計画を作成し、貧困の解消に努力し、高齢者支援や医療に尽力するとともに、都市部において一三二〇万件の雇用を創出し、二億六九〇〇万人の出稼ぎ労働者の権利と利益を包括的に保護していると述べた。逆に言えば、農村部の人々が出稼ぎに頼らなければならぬ現実がここにある。

二〇二〇年は、中国共産党が主導する「小康社会（ゆ

とりのある社会）」の最終年「貧困撲滅の年」であった。李克強首相は、同年六月二〇日の第一三期全人代後の記者会見で中国人の一人当たりの年収は三万元（約四五万円）で、六億人は月収千元（一万五千元）であることを明らかにした。貧困撲滅の目標が未だ達成されていないことがわかる。他方で、中国メディア「胡潤百富」が二〇二〇年一月二〇日に発表した中国版「ビリオネア」が誕生している。二〇億元（約二億九千九百四十万ドル）以上の個人資産を保有する人たちの保有資産額は合わせて四兆ドルで、ドイツの年間国内総生産（GDP）を上回るといわれている。

中国は、社会主義国を標榜しながら、世界で最も貧富の差が大きい国といえる。しかし、こうした格差の問題は中国だけの問題ではなく、コロナ禍の日本においても顕在化している。東アジアの最後の国として、次回からは日本のUPRについて検討したい。